特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	母子保健法関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は母子保健法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和8年10月30日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法関係事務
②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のための、母子保健に係る相談及び支援に関する事務 ②妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ④妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥健康診査の結果に基づく妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦産後ケア事業の実施に関する事務 ⑧低体重児の届出に関する事務 ⑨保健に関する包括的な支援を行うことを目的とするこども家庭センターの事業の実施に関する事務 ⑩養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ＜Pubulic　Medical　Hub（PMH）を活用した情報連携に係る養育医療（未熟児）費助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Pubulic　Medical　Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者の情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が医療機関受診時に公費医療助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	健康管理システム、共通基盤システム、住民記録システム、個人・法人管理システム及びMISALIO（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム、Pubulic　Medical　Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表70項 番号法第19条6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 【情報照会の根拠】 95、96の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部　子ども健康課・こども家庭センター
②所属長の役職名	子ども健康課長兼こども家庭センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開総合窓口（徳島市総務部総務課法規担当） 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5152 徳島市子ども未来部　子ども健康課母子保健第2担当 徳島市子ども未来部　こども家庭センター子育て世代包括支援担当 770－8053　徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088－656－0532・0536

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市子ども未来部　子ども健康課母子保健第2担当 徳島市子ども未来部　こども家庭センター子育て世代包括支援担当 770－8053　徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088－656－0532・0536

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバー法第16条に基づくマイナンバーの真正性確認及び申請者の本人確認を行っている。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を扱う全ての職員について、特定個人情報ファイルの取扱いに関する研修及びサイバーセキュリティに関する研修を毎年度実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	Ⅰ－5. ②所属長	保健センター所長　八幡　建志	保健センター所長　平田　員章	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	重要な変更に当たらない。（理由：しきい値判断結果が変わらないため。）
平成29年7月7日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	重要な変更に当たらない。（理由：しきい値判断結果が変わらないため。）
平成29年7月7日	公表日	平成28年3月4日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	Ⅰ－5. ②所属長の役職名	保健センター所長　平田　員章	保健センター所長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	重要な変更に当たらない。（理由：しきい値判断結果が変わらないため。）
平成30年7月11日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	重要な変更に当たらない。（理由：しきい値判断結果が変わらないため。）
平成30年7月11日	公表日	平成29年7月7日	平成30年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月26日	Ⅳ　リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和1年6月26日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	重要な変更に当たらない。（理由：しきい値判断結果が変わらないため。）
令和1年6月26日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	重要な変更に当たらない。（理由：しきい値判断結果が変わらないため。）
令和1年6月26日	公表日	平成30年7月11日	令和1年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年10月26日	Ⅰ－1－②	・（変更なきため記載省略） ・番号法においては、別表第1項目No.49に基づき、母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いる。	・（変更なきため記載省略） ・番号法においては、別表第1項目No.49に基づき、母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いる。	事後	法改正に伴うものであるため。
令和1年10月26日	Ⅰ－4－②	①番号法第19条第7号　別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 26、56の2、87の項 【別表第2における情報照会の根拠】 70の項 ②別表第2省令 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第39条	①番号法第19条第7号　別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 【別表第2における情報照会の根拠】 69の2、70の項 ②別表第2省令 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第39条 ③母子保健法第19条の2	事後	法改正に伴うものであるため。
令和2年10月8日	Ⅰ－4－②	①番号法第19条第7号　別表第2　　③ 母子保健法第19条の2 【別表第2における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 【別表第2における情報照会の根拠】 69の2、70の項 ②別表第2省令 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 第39条	①番号法第19条第7号　別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 【別表第2における情報照会の根拠】 69の2、70の項 ②別表第2省令 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第38条の3、第44条 【情報照会の根拠】 第38条の3、第39条	事後	記載に誤りがあったため
令和2年10月8日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	5年経過に伴う再評価
令和2年10月8日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	5年経過に伴う再評価
令和2年10月8日	Ⅳ－6　目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	記載に誤りがあったため
令和2年10月8日	Ⅳ－6　不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	記載に誤りがあったため
令和3年9月1日	Ⅰ-4.②　法令上の根拠	19条第7号	19条第8号	事後	法改正による
令和3年9月1日	Ⅰ-5.①　部署	保健福祉部　保健センター	子ども未来部　子ども健康課	事後	機構改革による
令和3年9月1日	Ⅰ-5.②　所属長の役職名	保健センター所長	子ども健康課長	事後	機構改革による
令和3年9月1日	Ⅰ-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部保健センター母子保健担当	子ども未来部子ども健康課母子保健第2担当	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部保健センター母子保健担当	子ども未来部子ども健康課母子保健第2担当	事後	機構改革による
令和3年9月1日	Ⅱ－1．いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	Ⅱ－2．いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	表紙　個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	徳島市は母子保健法関係の実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は母子保健法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	Ⅰ－1.②事務の概要	・母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 ・番号法においては、別表第1項目№49に基づき、母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いる。	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導等に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④低体重児の届出に関する事務 ⑤養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ⑥妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	Ⅱ－1．いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	Ⅱ－2．いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	Ⅳ－5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	提供・移転しない	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か［十分である］	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅰ－1.②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導等に関する事務 ③健康診査の実施又は健康審査を受けることの勧奨に関する事務 ④低体重児の届出に関する事務 ⑤養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ⑥妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のための、母子保健に係る相談及び支援に関する事務 ②妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ④妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥健康診査の結果に基づく妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ⑨母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とすることも家庭センターの事業の実施に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅰ－3.法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の49項　別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項　別表70項　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅰ－4.②法令上の根拠	①番号法第19条第8号　別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項 【別表第2における情報照会の根拠】 69の2、70の項 ②別表第2省令 【情報提供の根拠】 第19条、第30条、第38条の3、第44条 【情報照会の根拠】 第38条の3、第39条	①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第3条 【②の命令第2条の表における情報提供の根拠】 42、48、71、80、95、112、125、161の項 【②の命令第2条の表における情報照会の根拠】 95、96の項 【②の命令第3条における情報提供の根拠】 第44条、第50条、第73条、第82条、第97条、第114条、第127条、第163条 【②の命令第3条における情報照会の根拠】 第97条、第98条	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅰ－5.①部署	子ども未来部　子ども健康課	子ども未来部　子ども健康課・こども家庭センター	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅰ－5.②所属長の役職名	子ども健康課長	子ども健康課長兼こども家庭センター所長	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅰ－7.請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5152 徳島市子ども未来部子ども健康課母子保健第2担当 770－8053　徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088－656－0532	情報公開総合窓口（徳島市総務部総務課法規担当） 770－8571　徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088－621－5152 徳島市子ども未来部　子ども健康課母子保健第2担当 徳島市子ども未来部　こども家庭センター子育て世代包括支援担当 770－8053　徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088－656－0532・0536	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅰ－8.連絡先	徳島市子ども未来部　子ども健康課母子保健第2担当 770－8053　徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088－656－0532	徳島市子ども未来部　子ども健康課母子保健第2担当 徳島市子ども未来部　こども家庭センター子育て世代包括支援担当 770－8053　徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088－656－0532・0536	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅱ－1.　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月25日	Ⅱ－2.　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅰ－1.②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 　特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のための、母子保健に係る相談及び支援に関する事務 ②妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ④妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥健康診査の結果に基づく妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ⑨母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とするこども家庭センターの事業の実施に関する事務	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 　特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のための、母子保健に係る相談及び支援に関する事務 ②妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ④妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥健康診査の結果に基づく妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦産後ケア事業の実施に関する事務 ⑧低体重児の届出に関する事務 ⑨養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ⑩母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とするこども家庭センターの事業の実施に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅰ－1.③システムの名称	健康づくり情報システム、衛生システム、福祉医療（未熟児養育医療）システム、新窓口対応システム（庁内連携システム）、個人・法人管理システム（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム	健康管理システム、共通基盤システム、健康づくり情報システム、衛生システム、福祉医療（未熟児養育医療）システム、住民記録システム、個人・法人管理システム及びMISALIO（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準準拠システムへの移行に係るシステム「健康管理システム」については、事前であり、それ以外については特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため事後である。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ－1．いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅱ－2．いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ－8.人手を介在させる作業		（十分である） 　マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバー法第16条に基づくマイナンバーの真正性確認及び申請者の本人確認を行っている。	事後	様式の変更による追加項目
令和7年8月1日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策		9）従業者に対する教育・啓発 （十分である） 　個人情報を扱う全ての職員について、特定個人情報ファイルの取扱いに関する研修及びサイバーセキュリティに関する研修を毎年度実施している。	事後	様式の変更による追加項目
令和8年10月30日	Ⅰ－1.②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 　特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のための、母子保健に係る相談及び支援に関する事務 ②妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ④妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥健康診査の結果に基づく妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦産後ケア事業の実施に関する事務 ⑧低体重児の届出に関する事務 ⑨養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 ⑩母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とするこども家庭センターの事業の実施に関する事務	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 　特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用している。 ①母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のための、母子保健に係る相談及び支援に関する事務 ②妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ④妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥健康診査の結果に基づく妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦産後ケア事業の実施に関する事務 ⑧低体重児の届出に関する事務 ⑨母子保健に関する包括的な支援を行うことを目的とするこども家庭センターの事業の実施に関する事務 ⑩養育医療（未熟児）の給付等に関する事務 <Pubulic Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る養育医療（未熟児）費助成に関する事務> ・情報連携のため、本市は、Pubulic Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者の情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が医療機関受診時に公費医療助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ－1.③システムの名称	健康管理システム、共通基盤システム、健康づくり情報システム、衛生システム、福祉医療（未熟児養育医療）システム、住民記録システム、個人・法人管理システム及びMISALIO（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム	健康管理システム、共通基盤システム、住民記録システム、個人・法人管理システム及びMISALIO（宛名システム）、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム、Pubulic Medical Hub（PMH）	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ－3.法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表70項　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項　別表70項 番号法第19条6号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅰ－4.②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第3条 【②の命令第2条の表における情報提供の根拠】 42、48、71、80、95、112、125、161の項 【②の命令第2条の表における情報照会の根拠】 95、96の項 【②の命令第3条における情報提供の根拠】 第44条、第50条、第73条、第82条、第97条、第114条、第127条、第163条 【②の命令第3条における情報照会の根拠】 第97条、第98条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 42、48、71、80、95、112、125、155.161の項 【情報照会の根拠】 95、96の項	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和8年10月30日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和8年10月30日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため